

第71回淡路島まつり「おどり大会」露店募集要項

平成30年6月

淡路島まつり実行委員会では、第71回淡路島まつり「おどり大会」開催にあたり、露店を募集致します。

出店を希望される方は、この募集要項をご精読いただき、内容を了承の上、お申し込みください。

1. 開催概要

- 名称 第71回淡路島まつり「おどり大会」
- 開催日時 平成30年8月3日（金）～8月4日（土）【2日間】
18時00分～22時00分
- 開催内容 踊り連が中心市街地の商店街や市役所周辺を阿波踊りなどで練り歩く。
- 主催 淡路島まつり実行委員会（洲本市・洲本商工会議所）

2. 出店概要

（1）出店管理【問合せ及び書類送付先】

淡路島まつりおどり大会 露店受付係 [事務局：洲本商工会議所]
〒656-0025 兵庫県洲本市本町 3-3-25
TEL：0799-22-2777（平日 10時00分～17時00分）

（2）営業日時・場所

- 営業日時：平成30年8月3日（金）・8月4日（土）
17時00分～22時00分
- 場所：市道市役所前線（三井住友銀行～洲本市役所南庁舎）
※資材搬入・店舗設営は、15時30分からとします。
※両日とも電源は22時00分に一旦完全消灯し、10分後に再度点灯し、撤去を行っていただきます。（23時00分完全消灯）
◇出店場所は、主催者が指定する出店エリア内の区画（道路・歩道敷地となります。）
◇2日間とも、開催状況等により、営業時間を変更する場合があります。
◇2日間とも、交通規制解除までは、出店区画からの資機材の搬出はできません。
◇資材の搬入等に使用する車両には「道路通行許可書」を発行します。許可書の発行は1店舗につき1台までとします。

（3）交通規制

出店エリアに係る交通規制（歩行者用道路、駐車禁止）は以下のとおりとします。
●8月3日（金）・8月4日（土）15時30分～23時00分
※2日間とも、開催状況等により、規制時間を変更する場合があります。

（4）募集店舗数

20店舗程度 ※原則2日間の出店とします。

(5) 出店区画

間口3m×奥行2m

(6) 出店料

30,000円(税込) ※2日間で

※出店者は、「まつり」の開催に係る経費に充てられることを了知の上、出店料を支払うものとします。

※販売品目、電源の使用・不使用に関わらず、出店料は同額とします。

【出店料に含まれるもの】

- ・500W電源コンセント

※500W増える毎に別途5,400円(税込)が必要となります。

- ・損害賠償責任保険
- ・収入証紙代(道路使用許可申請書)

(7) 申込資格

下記に該当するもので、この募集要項に定める条件を満たし、各規定を遵守することができる個人又は法人

① 出店申請者が淡路島内に居住する個人又は淡路島内に本店又は支店を置く法人

② 出店申請者が満20歳以上(学生は除く)

(8) 申込上限

1申請者につき1区画のみ [注意：複数申込みの場合は、すべて無効とします。]

(9) 申込方法

第71回「淡路島まつり」公式サイト内にある「おどり大会露店出店申請書」等をダウンロードして必要事項をご記入の上、お申込みください。尚、ダウンロードできない場合は、露店受付係(事務局)に「出店申請書」等の書類を設置していますので、窓口までお越しください。(公式サイト <http://www.awajishimamatsuri.jp>)
申請書は、おどり大会露店受付係(事務局)に持参又は郵送(簡易書留)にてお申込みください。なお、FAX等では受付できませんので、ご注意ください。
※窓口での受付は、平日の10時00分から17時00分までです。

(10) 申込締切日

平成30年6月29日(金) ※6月29日の消印有効

(11) 審査

申請書類を審査した結果、この募集要項に定める条件及び各規定に反するものと主催者が判断した場合は、出店申請書不受理通知書を申請者に通知します。

(12) 出店可否・出店場所の抽選会及び出店説明会

日時：平成30年7月17日（火）15時00分～（受付14時30分～）

場所：洲本市役所 4階会議室（〒656-0025 洲本市本町3-4-10）

※抽選クジは、当日の受付順に引いていただきます。

※抽選会終了後に、「出店者説明会」を開催いたしますので、必ず出席いただきますようお願いいたします。欠席の場合は、出店不可となりますので、ご注意ください。

(13) まつりの中止

遵守事項「8. 出店料及び営業補償の考え方」をご覧ください。

(14) その他

出店店舗数が募集店舗数に達しない場合でも、追加募集はいたしません。

3. 応募から出店までのスケジュール

申込資格の確認・保健所への確認 【参照：P4】



出店申請書の提出締め切り 【参照：P4】

平成30年6月29日（金）

必要書類の作成・提出



出店申請書不受理通知書の送付 【参照：P6】

平成30年7月2日（月）～



出店可否、出店場所抽選会及び出店者説明会 【参照：P6】

平成30年7月17日（火）



出店料のお支払い 【参照：P6】

平成30年7月17日（火）



追加書類の提出 【参照：P7】

平成30年7月17日（火）～7月24日（火）



出店許可証等の郵送 【参照：P7】

平成30年7月30日（月）



出店期間

◇おどり大会 8月3日（金）～8月4日（土）

4. 応募から出店までのスケジュール（詳細）

<p>申込資格の確認</p>	<p>この募集要項に定める条件及び「露店出店に関する遵守事項」を確認し、内容を了承した上でお申し込みください。</p>
<p>保健所へ事前確認・営業許可等手続き ※食品を調理・販売する場合</p>	<p>食品の調理、販売には、食品衛生法による露店の営業許可が必要です。営業許可をお持ちの方は、許可内容を確認し、不明な点は洲本健康福祉事務所にお問い合わせください。また、食品衛生責任者の資格書の写しが必要です。</p> <p>営業許可をお持ちでない方は、書類提出の締切日に間に合うよう、お手続きを行ってください。</p> <p>また、取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限り、野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。</p> <p>ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に必ず洲本健康福祉事務所にお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※洲本市の場合は、兵庫県健康福祉事務所（保健所）の営業許可が必要です（許可証の営業区域に洲本市を含む区域又は「兵庫一円」と記載されているもの）</p> <p>兵庫県外で交付されたもの及び、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市（平成30年4月以降のもの）は、洲本市での営業は対象外となりますのでご注意ください。</p> </div> <p>※許可申請等に必要な費用は、申請者で負担してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>洲本市を管轄する県健康福祉事務所</p> <p>兵庫県淡路県民局洲本健康福祉事務所（保健所）</p> <p>洲本市塩屋2丁目4-5</p> <p>TEL：0799-26-2065</p> </div>
<p>出店申請書の提出</p>	<p>【申込締切日】 平成30年6月29日(金) ※6月29日の消印有効 <u>※窓口にて申請書を提出する場合は、平日(10時00分～17時00分)のみ受付いたします。</u></p> <p>【提出書類】 ◇出店申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号） ◇出店申請責任者の写真付き身分証明書 ※運転免許証又は住民基本台帳カード（写真付）のコピー</p> <p>【申込方法】 出店申請書及び誓約書に必要事項をご記入の上、露店出店事務局へ持参又は郵送（簡易書留）にてお申し込みください。<u>FAX等では受付しませんので、ご注意ください。</u> ※書類提出後 出店に関して問題がない場合には、露店出店事務局か</p>

	<p>ら特に連絡することはありません。</p> <p>◇出店申請書及び誓約書は以下から入手してください。</p> <p>①出店事務局及び主催者（配布時間平日 10 時 00 分～17 時 00 分）</p> <p>②淡路島まつり公式サイトよりダウンロード http://www.awajishimamatsuri.jp/</p> <p>【提出先・お問合せ先】 〒656-0025 兵庫県洲本市本町 3-3-25 淡路島まつりおどり大会 露店受付係 [事務局：洲本商工会議所] TEL：0799-22-2777（平日 10 時 00 分～17 時 00 分）</p> <p>【注意事項】</p> <p>①提出された書類は返却しません。また、提出書類は「淡路島まつり露店募集」以外の目的で使用しません。</p> <p>②提出書類において不備又は虚偽の記載があると判明した場合は、申込みを無効とします。</p> <p>③いかなる理由があっても、申請書の記載内容と本人確認書類の内容が異なる場合は申込みできません。</p> <p>④鉛筆書きは不可とします。黒ボールペンでご記入ください。</p> <p>⑤出店申請責任者は、当日の現場責任者とします。</p> <p>⑥住所は、住民票記載の住所を記入してください。</p> <p>⑦複数申込みの場合は、すべて無効とします。</p> <p>⑧書類提出に要する費用は、申請者で負担してください。</p>
<p>確認書類の準備</p>	<p>■本人確認書類</p> <p>出店手続きに必要なとなる、以下の確認書類を用意してください。本人確認書類は、原本が必要な場合と、写し（コピー）が必要な場合があります。提出等の際にご確認ください。</p> <p>①運転免許証又は住民基本台帳カード（写真付）のコピー ※営業補助者全員 ※所持していない場合は、以下の本人確認書類を用意してください。 [いずれか 1 点用意するもの] ・パスポート（旅券） ・健康保険証＋顔写真 ・年金手帳＋顔写真 ※顔写真は、タテ 4 cm×ヨコ 3 cm 程度</p> <p>代理人が出店区画抽選会に出席する場合のみ</p> <p>②代理権限証明書及び代理人の運転免許証又は住民基本台帳カード（写真付）のコピー ※代理権を受任することができるのは、1 店舗のみとします。但し、申請者本人として、抽選会に参加する場合は、代理権を受任できません。 ※代理人を変更する場合は、代理権限証明書を新たに作成して下さい。</p>

	<p>法人の方のみ</p> <p>③登記事項証明書の写し（発行3ヶ月以内）</p> <p>食品の調理・販売を行う場合の確認書類</p> <p>④営業許可証の写し又は営業許可申請書（保健所の受付印があるもの）の写し</p> <p>⑤食品衛生責任者の資格書の写し又は資格講習会申込書の写し ※有効期限の切れたものは不可です。</p>
出店申請書 不受理通知書 送付	<p>平成30年7月2日（月）以降、随時発送予定</p> <p>申請書類を審査した結果、この募集要項に定める条件及び各規定に反するものと主催者が判断し、不受理を決定した場合は、出店申請書不受理通知書により申請者に郵送します。</p> <p>不受理通知を受け取った応募者は、出店出来ません。</p>
出店可否・ 出店場所 抽選会及び 出店説明会	<p>【日 時】 平成30年7月17日（火）15時00分～（受付14時30分～）</p> <p>【会 場】 洲本市役所 4階会議室 （〒656-0025 兵庫県洲本市本町3-4-10）</p> <p>※出店に関する抽選を行い、出店者並びに出店場所を決定します。 ※出店決定後の手続き、出店の注意事項等の説明会を行います。 ※出店申請者本人又は代理人は必ず出席してください。 ※申請者本人が抽選会に参加する場合、代理人として抽選に参加することはできません。また、代理人として抽選に参加する場合は、申請者本人として抽選に参加することはできません。 ※会場への入場は、申請者本人又は代理人1名に限ります。</p> <p>■出席される方は、次の書類をご持参ください。</p> <p>【本人確認書類】</p> <p>◇申請者本人が出席する場合 ・運転免許証又は住民基本台帳カード（写真付）</p> <p>◇代理人が出席する場合（下記両方） ・運転免許証又は住民基本台帳カード（写真付） ・代理権限証明書（様式第3号）</p> <p>※説明会出席に要する費用は、申請者で負担してください。</p>
出店料の お支払い	<p>出店料は、抽選会及び出店説明会の当日に徴収いたしますので、お忘れのないようお願いいたします。出店料のお支払いが無い場合は、出店不可となります。</p> <p>■おどり大会 30,000円（税込）※2日間で ※500W以上の電源を使用する場合は、別途料金（5,400円）が必要です。</p>

<p>追加書類の提出</p>	<p>【受付期間】 平成30年7月17日（火）～7月24日（火） ※7月24日の消印有効 ※提出期限までに提出のない場合は、出店取り消しとします。</p> <p>【提出書類】 ①営業補助者登録申請書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号） ②営業補助者全員の写真付き身分証明書 ※運転免許証又は住民基本台帳カード（写真付）のコピー ③道路使用許可申請書（2通）※2通とも記名・押印のこと。 ※県証紙の貼付は不要。 ④登記事項証明書の写し（発行3ヶ月以内） <u>※法人の場合のみ</u> ⑤出店申請責任者が有する営業許可証の写し又は営業許可申請書（保健所の受付印があるもの）の写し <u>※営業許可証が必要な店舗のみ</u> ⑥食品衛生責任者の資格書の写し又は資格講習会申込書の写し <u>※営業許可証が必要な店舗のみ</u> ※申込書の写しを提出する場合は出店までの受講が必要です</p> <p>【提出方法】 おどり大会露店受付係へ持参又は郵送（簡易書留）にて提出して下さい。</p> <p>【提出先】 〒656-0025 兵庫県洲本市本町 3-3-25 淡路島まつりおどり大会 露店受付係 [事務局：洲本商工会議所内]</p> <p>【注意事項】 営業補助者が「露店出店に関する遵守事項（10）暴力団排除に関して」のア～カに記載している項目に該当する場合は出店を取り消します。</p>
<p>その他申請等</p>	<p>その他、出店にあたり必要な申請及び届出等は、申請者で行ってください。</p>
<p>出店許可証の交付</p>	<p>出店申請責任者に出店許可証を郵送します。必ず営業開始までに許可証を受取り、店舗の見やすい場所に掲示してください。</p>

5. 遵守事項

(1) 基本事項

「淡路島まつり」を支える一員として、すべての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心がけてください。

この要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、期間中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その際、いかなる場合においても出店料は返金しません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

(2) 出店応募に関して

- ①出店申請者が淡路島内に居住する個人又は淡路島内に本店又は支店を置く法人。
- ②出店申請者が満20歳以上（学生は除く）
- ③1出店者につき1区画のみの申し込みとします。複数の申込をした場合は、そのすべてを無効とします。
- ④販売品目は、3品目までとします。申請書に、主とする販売品目1点と、その他の品目に分けて記載してください。
- ⑤「おどり大会」の出店期間は2日間とします。出店者の都合により1日のみの出店とする場合でも、日割りによる出店料の返金はしません。
- ⑥出店申込みが規定の店舗数に達しない場合、主催者は、出店エリアの縮小等必要な措置を講じる場合があります。
- ⑦食品を販売する場合、取扱食品や作業内容等に関して事前に保健所に問い合わせ、確認してください。
- ⑧出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出してください。なお、書類提出後は、次の事項を除き、申請内容の変更はできません。
 - ア 販売品目の変更
追加資料の提出（募集要項P7参照）までの変更は認めます。その際は出店申請書の販売品目記入欄に変更後の品目と、変更した旨を記入して、再度提出してください。以降の変更は認めません。
 - イ 営業補助者の変更又は追加
新たに従事する者の「営業補助者登録申請書」を作成し、速やかに提出してください。
- ⑨出店区画は、抽選により決定します。
- ⑩出店店舗数が規定数に達しない場合でも、追加募集はしません。

(3) 出店区画について

「淡路島まつり」においては、まつり開催中に実施する交通規制の区域に基づき、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定します。

指定する出店区画以外の場所では、別に定める者を除き、主催者として出店は認めません。

出店区画は、抽選により決定します。なお、出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

【出店エリア】

- ◇出店区画は、上記に基づき主催者が指定する区画とし、原則として道路（歩道）敷地となります。
- ◇出店区画の規格は、間口3m×奥行2mとします。
- ◇出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- ◇休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しません。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
- ◇油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行ってください。
- ◇備品及び商品の保全是出店者が行うこと。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。

（4）出店商品・販売に関して

- ①法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法を行わないでください。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、充分ご注意ください。法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示、場合によっては、出店中止の措置をとります。

例）危険物（劇薬、危険ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法

- ②出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定とするとともに、他の店舗との調和に配慮すること。ただし、これは事前の申し合わせによる統一価格の設定を求めるものではありません。
- ③主催者が指定する区画以外を利用し販売することは禁止します。
- ④拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止します。
- ⑤調理に炭を使用する場合は、煙の出にくいものを使用すること。煙により、近隣及び来場者から苦情等があった場合は、使用を取りやめていただくことがありますので、取扱いには充分注意してください。
- ⑥移動販売車による販売は、認めません。

（5）店舗の運営に関して

- ①主催者が、「淡路島まつり」の開催内容の中止、営業時間の変更又は交通規制の内容の変更を決定したときは、その指示に従ってください。
- ②出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、道路使用許可条件及び出店許可条件並びに主催者の指示を遵守して行ってください。
※まつり期間中、会場周辺で交通規制が行われますので、規制状況をよく確認してください。
- ③資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負いません。

- ④搬入用の車は実行委員会が指定した駐車場に止めてください。
- ⑤周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- ⑥店舗消灯時間は厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、まつりの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従ってください。
- ⑦喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮してください。
- ⑧主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。

(6) 出店者の責任・補償

- ①購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- ②食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように充分注意してください。衛生管理などについては、出店者の責任において対応してください。
- ③万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部（8/3～8/4：うまづめ眼科駐車場）に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- ④主催者、警察、消防及び保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- ⑤出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負います。
- ⑥出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- ⑦事故等が発生した場合は、第一に現場の安全を確保の上、速やかに警備本部に報告し、指示に従ってください。

(7) 衛生・原状回復に関して

- ①食品を取扱う出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従ってください。
- ②出店により発生したゴミは、主催者が指定する方法により排出してください。
- ③出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さ等の廃棄をしないでください。
- ④出店区画及びその周辺が油・飲料等で汚れが生じないように処置してください。
また、お客様の飲食時に会場周辺が汚れないよう、飲食物は携行に耐える器等に入れて販売してください。
- ⑤営業中及び営業終了後、出店区画及び周辺の清掃について協力してください。（区画ごとに清掃割当時間を設けます。割当時間内は、責任を持って清掃してください。）
- ⑥「淡路島まつり」終了後は、出店区画の原状回復を行ってください。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
- ⑦出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復してください。

(8) 出店料及び営業補償の考え方

出店料は、淡路島まつり「おどり大会」開催期間（8月3日・8月4日の2日間）

の出店を対象としています。1日のみの出店であっても、日割りによる出店料の返金はしません。また、販売品目、電源の使用・不使用に関わらず、出店料は同額とします。

なお、「淡路島まつり」の中止に関しては、下記のとおりのお取り扱いとします。

- ①主催者の都合又は主催者の責めに帰さない事由(気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など)により、主催者が「淡路島まつり」のすべての開催内容を中止する場合は、出店不可とし、出店料も返金しません。
- ②主催者の都合又は主催者の責めに帰さない事由(気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など)により、営業時間を変更(短縮を含む)した場合は、出店料は返金しません。
- ③上記のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また営業物品その他の買取りなども一切行いません。
- ④募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店料は返金しません。また出店に関する損害も補償しません。

(9) 製造物責任及び賠償保険の取扱い

- ①出店により生じた第三者への損失補償に備え、各出店者は、主催者指定の製造物責任及び賠償保険に加入していただきます。その保険料は、出店料に含みます。
- ②保険事故が発生した場合は、第一に現場の安全を確保の上、速やかに警備本部に報告し、指示に従ってください。

(10) 暴力団排除に関して

- ①兵庫県暴力団排除条例及び洲本市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。
- ②自己(申請者)及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないようご注意ください。該当した場合は、出店を取り消すこととします。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この様式において「暴力団」という。)
 - イ 同一生計者に暴力団員がいる者
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している。
 - エ 暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- ③主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出てください。

(11) ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

- ①ガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に消火器を設置すること。また、火災発生に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を

習熟しておいてください。

- ②ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- ③プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定してください。また、火気とは2 m以上離して管理してください。
- ④カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があります。使用にあたっては取扱説明書を確認して適正に取り扱ってください。
- ⑤店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用してください。
- ⑥LPガス用の器具を使い、ひび割れしているゴムホースは使用してはいけません。
- ⑦LPガスボンベは転倒しないよう設置し、火気と概ね2 m以上離れた位置もしくは不燃材料(12 mm以上の石膏ボード等)で遮蔽した位置に設置してください。
- ⑧カセットコンロを使用する場合は、正しい取扱いをしてください。
- ⑨ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンド等を使用してください。
- ⑩まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施してください。
- ⑪水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有しているものを使用してください。
- ⑫電気配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしてください。
- ⑬玩具用煙火(花火)の販売は禁止します。

(12) 電源について

- ①「おどり大会」においては、主催者で配電設備を各出店区画にコンセント1口、容量500wを上限としてご用意いたします。500wを超える配電設備をご希望の方は500W毎に別途料金を徴収し、主催者で設備を用意します。
- ②主催者が設置する配電設備は、コンセントまでです。照明器具等の機器及び機器までの配線設備は、必要に応じ申請者で準備してください。
- ③電源容量オーバーによる停電等は、周辺の店舗にも多大な迷惑をかけることになるとともに、いかなる場合においても営業補償は行わないので、電源の使用には充分留意してください。

(13) 上水について

- ①上水については、主催者が指定する場所のみ開放を行います。

(14) 駐車場について

- ①「おどり大会」当日の出店関係車両の駐車場は、洲本市立第2小学校に駐車してください。

(15) その他

募集要項及び遵守事項において補足の必要が生じた場合は、「淡路島まつり」のホームページに適宜、掲載します。

また、出店者説明会等が、気象状況及び災害等の影響で中止・日程変更する場合も同様に、同ホームページに掲載します。